

群馬県国民健康保険運営方針の概要

1 国民健康保険運営方針とは

平成30年度に行われた国保制度改革により、都道府県は国保事業の財政運営の責任主体となったが、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進するため、県内の統一的な国保の運営方針を定めたもの。

2 主な記載内容

第1章 基本的事項

[策定の目的]

- 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、加入者の所得水準が低く所得に占める保険税負担が重いという課題がある。
- 平成29年度までは市町村単位で運営していたため、小規模な市町村は財政運営が不安定になりやすく、また事務処理の実施方法に差異がある等の課題も抱えていた。
- このため、国保事業を安定化し、国民皆保険を堅持できるよう、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営する制度改革が行われた。
- 県と市町村が一体となって制度を運営することにより、財政の安定化と事業の広域化及び効率化を推進するため、「群馬県国民健康保険運営方針」を策定している。

[対象期間]

- 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
(第1期運営方針 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間)

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

[国保医療費の見通し]

- 国保加入者は減少傾向、加入者1人当たり医療費は増加傾向で推移すると見込まれる。

[赤字解消・削減の取組]

- 赤字が生じた市町村は、単年度での解消が困難な場合、中長期的な目標を設定して計画的な赤字削減に取り組む。

[財政安定化基金の運用]

- 保険税の収納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備えて「群馬県国民健康保険財政安定化基金」を県に設置している。

第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法

[保険税水準の統一]

- 本県では、市町村の医療費水準に差があることから、段階的に保険税水準の統一を進めていく。第一段階として、納付金算定に「医療費水準を反映させること」を廃止する。
最終的には、県内のどこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成等であれば同じ保険税率となることを目指す。

[納付金の算定方法]

- 県は、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金の額を決定して徴収するとともに、この納付金等を財源として、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に支払う。

[標準保険料率の算定方法]

- 県は、市町村ごとのあるべき保険税率（標準的な住民負担）の見える化を図るため「市町村標準保険料率」を算定する。

第4章 保険税の徴収の適正な実施

[収納の現状]

- 本県の収納率は、上昇を続け、全国平均を上回っているが、市町村ごとの収納率の差が大きい。

[収納対策の強化]

- 保険税の収納は、財政の安定化及び負担の公平性確保の観点から重要な課題である。
- 市町村は、収納率低迷の要因分析を行い、それぞれの市町村において必要な収納対策の強化に努める。
県及び国保連合会は、市町村の収納率向上及び収納率目標達成のための支援を行う。

第5章 保険給付の適正な実施

[保険給付の点検、事後調整]

- 県は、市町村が行う保険給付について、広域的又は医療に関する専門的な見地からの点検を実施する。

[療養費の支給の適正化]

- 海外療養費について、県作成のガイドラインに基づいて審査確認や情報共有を行い、支給の適正化に努める。

[第三者求償の取組強化]

- 第三者求償事務は、高い専門性を必要とすることから、市町村は専門性を確保するための体制整備に努めるとともに、国保連合会や県は市町村の取組を支援する。

第6章 医療費の適正化の取組

[医療費の適正化]

- 「保険者努力支援制度」を活用しながら、これまで以上に医療費適正化に向けた取組を推進する。
- 全ての市町村で策定している「データヘルス計画」を活用し、PDCAサイクルに基づいた効率的・効果的な保健事業を実施する。
- 特定健診及び特定保健指導の実施率向上に取り組み、生活習慣病等の予防を推進する。
- 「群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラム」を活用し、より効果的に事業を推進する。
- 重複頻回受診者への訪問指導等を実施し、受診の適正化を図る。

第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

[事務処理の標準化・共同事務処理の推進]

- 「事務処理マニュアル」を策定して市町村の事務処理の標準化を進めるとともに、国保連合会による共同事務処理の推進を図る。

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

[保健医療サービス・福祉サービス等との連携]

- 県及び市町村は、国保の保険者として、保健・福祉全般と連携して施策を推進する。
- 本運営方針と保健医療計画、医療費適正化計画等を連携させることにより、保健医療サービスや福祉サービスに関する施策との一体的な推進を図る。

第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等

[連携会議の開催]

- 県、市町村及び国保連合会相互の連携を図るため、「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を開催し、関係者の意見交換や連絡調整を行う。